

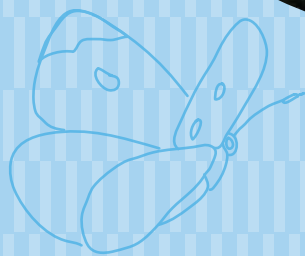


自然共生の
先進都市をめざす
私たちの
行動戦略

ちよだ 生物多様性 推進プラン



千代田区
令和6年3月



ちよだ生物多様性推進プランの改定にあたって

千代田区の 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けて

千代田区は政治、経済、文化、情報、教育など、様々な分野において先端を行く都市機能が集積する日本の中心地として常に発展し続けています。さらに、将来にわたり持続的に発展していくために、区、事業者、区民など、あらゆる主体がグローバルな視点のもと、最先端の技術を活かしながら、環境と調和するまちづくりに向けた行動を続けています。

千代田区では平成 25 年 3 月に「ちよだ生物多様性推進プラン」を策定し、東京 23 区随一の豊かな自然を有する皇居の緑を核に生きもののネットワークを周辺地域にまでつなげ、生物多様性の恵みをより広く享受しながら持続的に発展していく社会を目指して、プランに掲げた取組みを推進してきました。

「ちよだ生物多様性推進プラン」策定から 10 年が経過し、その間、私たちを取り巻く地球環境、社会情勢は急激に変化し、気候変動、生物多様性の危機、食糧危機といった従来から課題とされてきた諸問題がかつてない勢いで深刻化しています。加えて、令和 2 年以来

の新型コロナウイルス（Covid-19）感染症の世界的な感染拡大により、産業・経済、生活、教育など様々な分野で行動制限を余儀なくされました。

これらの課題の大きな原因の一つが、「生物多様性」の損失にあることが、2022 年 12 月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や様々な国際会議、研究などで指摘されています。地球規模で生物多様性の損失をくい止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」を目指し、だれもが生物多様性を意識した暮らし・社会経済活動を選択するという大きな社会変革が、一刻の猶予なく必要となっています。

千代田区は、区民だけでなく、企業、在勤者、在学者、観光客など様々な立場が生活、経済活動に必要な資材やエネルギー、食べ物などを国内外の資源に支えられて成り立っています。つまり、区民、千代田区に関わる在勤者・在学者など多様な主体が生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指すための行動を直ちに選択することこそが、世界のネイチャーポジティブの実現を達成するためのカギとなっているのです。

新しい「ちよだ生物多様性推進プラン」は、区民、千代田区に関わる在勤者・在学者などあらゆる主体が、区内外の「生物多様性」の保全・回復・持続的利用を意識して主体的に行動していく「社会変革」の戦略です。千代田区は本プランの取組みを一丸となって推進し、2030 年ネイチャーポジティブを実現させることをここに宣言します。



令和 6 年 3 月
千代田区長
樋口 高顕

第 1 章

地域戦略改定の背景と 生物多様性の現状

1.1	生物多様性とは	02
1.2	地域戦略改定の背景	04
1.3	生物多様性を取り巻く現状と 私たちに求められる姿勢	05
1.3.1	世界と日本の動き ～“生物多様性”はあらゆる 社会課題に関係しています～	05
1.3.2	千代田区の生物多様性の現状	09
1.3.3	生物多様性の保全にあたって 区民に求められる責務	21

第 2 章

基本的な考え方と目標

2.1	ちよだ生物多様性推進プランの 位置付けと改定の方向性	24
2.2	対象区域	25
2.3	計画期間	25
2.4	目標年	25
2.5	2050 年将来像・2030 年目標	26
2.6	2050 年 エリア別の将来像	30

本書の自然環境調査で確認された種の重要種、外来種は次の基準を用いて選定しています。

※平成 23 年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
- ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月 3 日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（区部）（東京都 平成 22 年）

※令和 4 年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
- ・環境省報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について（令和 2 年 3 月 27 日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト（本土部）2020 年版～（区部）（令和 2 年）

※外来種の選定基準

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 法律第七十八号）



第 3 章

2030 年目標達成に向けた戦略と行動計画

- 3.1 2030 年目標達成に向けた戦略と達成すべき状態および行動計画 / 36
- 3.2 各主体の主な役割 / 37
- 3.3 行動計画 / 41



第 4 章

推進体制と進行管理

- 4.1 推進体制 / 62
- 4.2 進行管理 / 62

column

- ① 皇居と江戸城
～河川や谷地形を活かして巡らせた 内濠・外濠～ / 11
- ② 都市に侵入する外来生物 / 16
- ③ 池がなくてもバイオトープ！ / 43
- ④ 生物多様性をはぐくむ在来種植栽のすすめ / 44
- ⑤ 都心の緑地と水辺を豊かにするために
～私たちにできる認証制度～ / 45
- ⑥ 三井住友海上駿河台緑地の
エコロジカルネットワーク形成の取組み / 49
- ⑦ 区民参加型モニタリング調査
「千代田区生きものさがし」 / 50
- ⑧ 「ちよだ生物多様性大賞」 / 53
- ⑨ 私たちの暮らしは地球何個分の
生態系サービスで成り立っている？
～“エコロジカル・フットプリント”
でわかること～ / 55
- ⑩ 都市の水害を緩和し生きものを
はぐくむ雨庭（レインガーデン） / 57
- ⑪ 「千代田区の森林整備事業」
「生物多様性に配慮した森林整備」 / 58
- ⑫ ネイチャーポジティブ経営 / 60

資料編

- 1 推進プラン改定の経緯
- 2 自然環境調査
- 3 生物多様性に関する千代田区民の意識（アンケート調査）
- 4 用語解説